

お客様各位

平成 23 年 10 月 12 日
一般財団法人 日本文化用品安全試験所

おもちゃのフタル酸エステル検査のご依頼に際して

平素は格別のお引き立てをいただき、厚く御礼申し上げます。

食品衛生法第 62 条に規定するおもちゃのフタル酸エステルの規格基準は、平成 22 年 9 月 6 日付けで通知されておりましたが、平成 23 年 9 月 6 日より完全施行されます。

改定の運用に際し、平成 23 年 7 月 27 日付けで厚生労働省通知が発出され、指定おもちゃについては、塩化ビニル (PVC) に加え、ポリウレタン (PU)、ゴム及びポリウレタン (PU) 塗装、ゴム塗装についても規制フタル酸エステルの対象となりました。

このことから、試験・検査依頼時の確認が迅速に行えるように、当試験所の材料一覧表(「食品衛生法「おもちゃ」、ST 及び化学分析検査用材料一覧表」)を一部修正いたしましたので、どうぞご利用下さい。

※当試験所用紙「食品衛生法「おもちゃ」、ST 及び化学分析検査用材料一覧表」は、HP のトップページ内「試験検査依頼書」の②食品衛生法に基づく検査「おもちゃ」検査用材料一覧表又は⑩玩具安全検査 (ST) 化学分析検査用材料一覧表からご利用下さい。

添付資料

・平成 23 年 7 月 27 日付け「食安輸発 0727 第 1 号 おもちゃのフタル酸の取り扱いについて」

以上

食安輸発0727第1号
平成23年7月27日

各検疫所長 殿

医薬食品局食品安全部監視安全課
輸入食品安全対策室長
(公印省略)

おもちゃのフタル酸エステルの取扱いについて

食品衛生法第62条に規定するおもちゃのフタル酸エステルの規格基準の改正については、平成22年9月6日付け食安発0906第2号「食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件について」により通知したところですが、本年9月6日以降輸入されるおもちゃの取扱いについては、下記のとおりとしますので、御了知の上、輸入者等関係者への周知方よろしく申し上げます。

記

1. ポリ塩化ビニル、ポリウレタン及びゴムからなる部分については、フタル酸エステルの使用頻度及び過去の調査結果における基準値超過事例を踏まえ、初回輸入時に自主検査による確認を指導すること。ただし、あらかじめ自主検査の結果が提示された場合にあっては、この限りではない。
2. 以後、継続的に輸入される場合又はポリ塩化ビニル、ポリウレタン及びゴム以外の合成樹脂からなる部分については、毎年度策定する輸入食品等モニタリング計画に基づきモニタリング検査を実施すること。